

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和2年3月11日

九十九里地域水道企業団
企業長 田中豊彦

1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 水質検査業務委託
- (2) 業 務 場 所 東金市松之郷3761番地1（水質試験棟）
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
- (5) 業 務 の 概 要

ア 目的

本業務は、水質検査室で実施する水質検査に際し、一部の項目について外部検査機関に委託し、実施するものである。

イ 概要

- 水質検査業務 1式
- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入 札 保 証 金 免除
- (9) 契 約 保 証 金 無
- (10) 業 務 費 内 訳 書 無
- (11) 前・中間支払金 無

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する平成30・31・32年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類)33 検査・分析、(中分類)2 水質検査について希望の登録があること。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県内に本店又は支店等（契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。）があること。
- (4) 水道法第20条の4第2項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けている者で、且つ、千葉県内に検査施設を有する者。
- (5) 水質基準項目（51項目）について、水道G L P及びISO/IEC 17025の認定を受けていること。
- (6) ISO 9001の認証を受けていること。
- (7) 厚生労働省精度管理調査結果において、平成28年度から平成30年度の3年間にわたり継続して「第1群」と評価されていること。
- (8) 千葉県水質検査外部精度管理に、平成28年度から平成30年度の3年間にわたり連続して参加をしていること。
- (9) 水質検査業務委託仕様書のとおり業務を履行できること。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6ヶ月以内に手形・小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団2階第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和2年4月1日(水) ~~午前~~・午後 1時00分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和2年3月31日(火) 午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒及び中封筒の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒と入札参加資格確認申請書及び業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)

し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

封筒の大きさは角2号程度としてください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、入札参加資格確認申請書及び業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

封筒の大きさは長形3号程度としてください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、入札参加資格確認申請書及び業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

エ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は業務名ごとに作成してください。

封筒の封は糊付けをお願いします。

6 業務費内訳書の提出

入札参加者は、入札公告において提出の求めがない場合は、業務費内訳書の提出を省略できますが、提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。

また、入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する入札書も無効となります。

業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

- (1) 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書による金額を記載したもの
- (2) (1) と同等の項目が含まれる独自（任意）に作成した様式

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

- (1) 提出期限 令和2年3月17日（火）午後5時まで
- (2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班
TEL 0475-54-0631
FAX 0475-54-2068
- (3) 回答 質問に対する回答は令和2年3月23日（月）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、九十九里地域水道企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は指定日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 水道法第20条の4第2項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けていることを証明するもの。併せて、千葉県内に検査施設を有することが確認できるもの。
- (2) 水質基準項目（51項目）について、水道G L P及びISO/IEC 17025の認定を受けていることを証明するもの。
- (3) ISO 9001の認証を受けていることを証明するもの。
- (4) 厚生労働省の精度管理調査において、平成28年度から平成30年度の3年間にわたり継続して「第1群」であることを証明するもの。
- (5) 千葉県の水質検査外部精度管理において、平成28年度から平成30年度の3年間にわたり連続して参加をしていることを証明するもの。

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の一般競争入札及び入札約款を熟読し、遵守してください。

水 質 検 査 業 務 委 託

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

第1 基本事項

1 目的

本業務は、九十九里地域水道企業団浄水課水質検査室で実施する水質検査に際し、一部の項目について外部検査機関に委託して実施し、水質基準項目検査、水質管理目標設定項目検査等を補完すること及び九十九里地域水道企業団浄水課水質検査室が実施する採水業務に際し、当該目的地等への採水車の運転（往復）、採水時における試料及び容器の運搬等、採水業務に係る補助を行うものである。

2 適用範囲

本仕様書は、以下の業務に適用する。

- (1) 業務名 水質検査業務委託
- (2) 業務場所 東金市松之郷3761番地1（水質試験棟）
- (3) 業務期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日

第2 受注要件

本業務を受注しようとする検査機関は、以下の受注要件を満たすものとする。

- (1) 水道法第20条の4第2項の規定による登録水質検査機関であり、水道事業者等の検査実績があること。
- (2) 水質基準項目（51項目）について、水質検査に関する第三者認証である水道GLP及びISO/IEC17025の認定を受けていること。
- (3) ISO9001の認証を受けていること。
- (4) 厚生労働省精度管理調査結果において、平成28年度から平成30年度の3年間にわたり継続して「第1群」と評価されていること。
- (5) 千葉県水質検査外部精度管理に、平成28年度から平成30年度の3年間連続して参加をしていること。
- (6) 用水供給事業として、水質異常等の緊急時には即時対応の必要性があることから、受注するすべての項目について検査を行う事業所（検査施設）の所在地が千葉県内にあること。
- (7) 次に掲げる各項目の検査及び試験を受注できること。
 - ア 水質基準項目
 - イ 水質管理目標設定項目
 - ウ クリプトスポリジウム及びジアルジア（以下クリプトスポリジウム等）
 - エ 農薬類
 - オ ダイオキシン類
 - カ 千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づく有害物質（28項目）
 - キ 植物プランクトン
- (8) 必要に応じて次に掲げる調査が可能であること。
 - ア クリプトスポリジウム等に係る流域調査

- イ 東金ダム及び長柄ダムに係るカビ臭濃度調査
 - ウ 東金ダム及び長柄ダムに係る植物プランクトン調査
- (9) 水質基準項目等の検査においては、概ね1週間程度で結果の報告が可能であるとともに、場合によっては速報値の報告が可能であること。
- なお、次に掲げる項目については、指定した日までに速報値を報告できること。
- ア 浄水のトリハロメタン
報告期限 採水日翌日の午前中まで。
 - イ ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール
報告期限 採水日翌日の午前中まで。
 - ウ クリプトスポリジウム等
報告期限 採水日翌日の概ね16時頃まで。
- (10) クリプトスポリジウム等の検査においては、クリプトスポリジウム検査の指導機関認定及び指導者の資格を有していること。
- (11) ダイオキシン類検査においては、環境省によるダイオキシン類請負調査の受注資格を有していること。
- また、原則的に環境省告示による固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法で実施すること。
- (12) 受注する検査試料については、九十九里地域水道企業団東金浄水場内水質試験棟に指定した日時までに受け取りに来ること。
- (13) 採水補助者は、水道法第20条の4による登録水質検査機関の検査員であること。
- (14) 受注者は、受注するすべての試料容器及び試料容器ラベルを用意すること。
- (15) 緊急時には、平日、土日祝日においても、日中及び夜間ともに即対応がとれること。
- なお、土日祝日及び夜間おける緊急時の連絡体制については、書面により提出すること。
- (16) 緊急時における水質基準項目検査結果は、概ね24時間程度で報告可能であること。
- (17) 臨時（緊急時）等の採水を含めた検査委託の場合、採水者は水道法第20条の4による登録水質検査機関の検査員であること。

第3 一般事項

1 法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。再委託は認めない。

4 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

5 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議する。

第4 水質検査業務

1 検査項目

(1) 検査項目及び検査頻度

別紙1～3のとおり。

(2) 検査日程及び場所

別添 水質検査業務内訳のとおり。

なお、農薬類2回目及び千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づく有害物質の検査日については、別途指示するものとする。

(3) 試料容器の準備

ア 受注者は、別紙1～3の検査項目及び採水地点ごとに、別紙4採水の手引きに示す必要な採水容器及び試薬、容器ラベルを用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

(4) 採水

ア 発注者が採水するものは、第5採水補助業務に示すとおりとする。

イ 受注者が行うダイオキシン類の採水は、監督職員の指示に従うものとする。

(5) 試料の運搬

受注者は、採水補助業務後に引き渡しを受ける検査試料及び指定した日時に九十九里地域水道企業団東金浄水場内水質試験棟で受け取る検査試料をクーラーボックス等に入れ冷蔵し、破損防止の措置を施して受注者の検査施設まで速やかに運搬すること。

また、検査機関までの搬入時間は最初の試料採水後、「平成15年厚生労働省告示第261号」で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 臨時（緊急時）の水質検査

(1) 検査項目

検査を行う項目については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

この場合は、本契約とは別の契約等により行うものとする。

(2) 採水日時及び採水地点

発注者が指示する日時、地点で採水を行う。または、試料の引き渡しを受ける。

(3) 試料容器の準備

ア 受注者は、必要な検査項目及び採水地点ごとに必要な採水容器、試薬及び容器ラベルを用意する。

なお、発注者から引き渡しを受ける場合は、この限りではない。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

ア 採水を含めた検査委託の場合は、水道法第20条の4による登録水質検査機関の検査員であること。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

(5) 試料の運搬

受注者は、検査試料をクーラーボックス等に入れ冷蔵し、破損防止の措置を施して速やかに受注者の検査施設まで運搬すること。

また、検査機関までの搬入時間は最初の試料採水後、「平成15年厚生労働省告示第261号」で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

(6) 緊急時の連絡体制

緊急時においては、迅速な検査が必要になることから、受注者は、全日24時間の緊急連絡体制を整え、緊急時連絡体制表を書面により提出するものとする。

第5 採水補助業務

1 業務内容

(1) 当該目的地等への採水車の運転

ア 採水場所、概算運転距離（往復）及び概算所要時間

(ア) 光取水場、光浄水場、栗島橋	50 km	9:00 - 12:00
(イ) 八日市場配水場、光配水場、松尾配水場	70 km	9:00 - 14:00
(ウ) 成東配水場、東金配水場、大網配水場	50 km	9:00 - 14:00
(エ) 長柄取水場、長柄浄水場	55 km	9:00 - 12:00
(オ) 真名配水場、大沢配水場	60 km	9:00 - 12:30
(カ) 栗山川流域（採水点14カ所）	140 km	9:00 - 16:00

イ 本業務は、原則的に(1)アの(ア)、(エ)及び(オ)は午前中、(イ)及び(ウ)は14時頃、(カ)については16時頃までには終了する予定であるが、道路事情により遅くなる場合もある。

なお、(イ)、(ウ)及び(カ)の場合1時間の休憩時間を含むものとする。

(2) 試料採水時における補助

(3) 受注者の派遣人員は1名とする。

(4) その他、発注者が必要とする補助業務

2 業務予定日及び採水場所

別添 別紙5、別紙6及び別紙6-1のとおり。

3 確認事項

- (1) 本業務は、採水車の運転を伴うため、採水補助者は自動車運転免許証（普通免許）を取得している者に限り、当該日は運転免許証を必ず携帯し、発注者に提示すること。
また、記録簿に署名及び押印をすること。
- (2) 採水車は、発注者の公用車を使用すること。
- (3) 採水補助者は、水道法第20条の4による登録水質検査機関の検査員であること。
- (4) 受注者の服装は、自動車の運転及び採水の補助が可能であること。
- (5) 採水補助者は、本業務に支障をきたさないよう体調を整えること。
また、酒気等を帯びていないこと。
- (6) 天候及び発注者の都合等により、採水日を変更した場合においても、速やかに対応すること。

4 留意事項

- (1) 採水車を運転するに際し、関係法令を遵守し、粗暴な運転、言動はしないこと。
- (2) 目的地までの順路及び採水時における手順等は、発注者の指示に従うこと。
- (3) 浄水場等施設内においては、危険な場所もあるため発注者の指示に従い、勝手に設備などに触れないこと。
- (4) 各配水場においては、機械警備が設置されている場所があるため、発注者の警報解除後に入場すること。
また、施設内では発注者の指示に従うこと。

5 入退場者

受注者は、各業務の事前に入場者名簿（入場車両番号含む）を提出すること。
また、変更等が生じたときは監督職員に連絡すること。

第6 検査方法

1 水質検査等

(1) 検査方法

- ア 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号〔最近改正を使用〕）により行う。
- イ 水質管理目標設定項目は「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日健水発第1010001号〔最近改正を使用〕）により行う。
- ウ クリプトスポリジウム及びジアルジアは、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年3月30日健水発第0330006号〔最近改正を使用〕）により行う。
- エ ダイオキシン類は、平成11年12月27日環境庁告示第68号（固相抽出ーガスクロマトグラフィー質量分析法）により行う。

オ 千葉県地質汚染防止対策ガイドライン対象項目は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示64号〔最近改正を使用〕）により行う。

カ 試料については、正確な検査結果を得るため前処理を含む原水、送水の同時分析を行わないものとする。

(2) 数値の取り扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号〔最近改正を使用〕）に基づき実施するものとする。

また、これに記載のない項目等については、関係法令等に従うものとする。

(3) 速報値の報告

ア 水質基準項目等の検査においては、概ね1週間程度で結果の報告をすると共に場合によっては、速報値の報告をすること。

イ 以下の項目については、指定をした日までに速報値を報告すること。

(ア) 浄水のトリハロメタン

報告期限 採水日翌日の午前中まで

(イ) ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール

報告期限 採水日翌日の午前中まで

(ウ) クリプトスポリジウム等

報告期限 採水日翌日の概ね16時頃まで

ウ 上述以外の検査項目については、監督職員の指示する期日までに報告すること。

エ 緊急時における水質基準項目の結果は、検査機関搬入後、概ね24時間程度で報告すること。

オ 水質検査結果の値が、法令等で定める基準値を超過又は超える恐れがあることが判明したとき及び前回の検査結果よりも著しく掛け離れた数値を生じた場合は、直ちに発注者に連絡すること。

(4) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

なお、この場合の費用は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(5) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用すること。

(6) 報告書の作成

ア 報告書には、検査結果を記載し、水質基準値項目の検査については、検査結果以外にも分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書を添付すること。

イ その他の項目についても、提出を求められた場合は速やかに提出すること。

2 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じて、その記録を速やかに提出すること。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い記録すること。

(2) 作業記録

受注者は、実際の作業においても標準作業手順書に沿った記録を行うこと。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録すること。

また、常に適正な分析値が得られるよう機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け記録すること。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上及び検査担当者が変更するごとに実施し記録すること。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土日祝日を含む。）とし、廃棄日を記録すること。

なお、保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄すること。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について、発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受注者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者は受注者への立入検査を実施できるものとする。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

	名 称	部数	提 出 期 限 等
一 般 事 項	「水道法第20条の4第2項の登録水質検査機関」に登録されている登録番号を表示したもの	1	契約確定日
	水道 GLP 及び ISO/IEC17025 の認定証の写し	1	契約確定日
	ISO9001 の認証書の写し	1	契約確定日
	業務着手届	1	契約確定日
	主任技術者等選任通知書	1	契約後速やかに

	工程表	1	契約後速やかに
	緊急時連絡体制表	1	契約後速やかに
	報告書	1	業務完了後速やかに
	業務完了届	1	業務完了後速やかに
	業務目的物引渡申出書	1	検査合格後速やかに
	請求書	1	検査合格後速やかに
	打合せ記録	1	打合せの都度
	業務打合せ簿	2	必要に応じて
水 質 検 査 関 係	厚生労働省精度管理調査結果において、平成28年度から平成30年度の3年間にわたり継続して「第1群」と評価されていることを証明できるもの	1	契約確定日
	千葉県水質検査外部精度管理に、平成28年度から平成30年度の3年間連続して参加をしていることを証明できるもの	1	契約確定日
	クリプトスポリジウム検査の指導機関認定証及び指導者認定証の写し	1	契約確定日
	環境省によるダイオキシン類請負調査の受注資格を証明できるもの	1	契約確定日
	業務計画書 ・派遣職員名簿 ・入場車両一覧 ・試料運搬経路図 ・検査機関連絡体制図	1	契約後速やかに
	標準操作手順書(SOP)の写し	1	契約後速やかに (改訂された場合は都度)
	水質検査結果書	1	各検査終了後速やかに
	分析チャート類	1	各検査終了後速やかに
	内部精度管理調査結果	1	実施後速やかに
	妥当性評価結果一覧	1	実施後速やかに

- (2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出すること。
 なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出すること。
- (3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提

出すること。

ただし、提出期限等については、土日祝日は含まないものとする。

4 安全管理

- (1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

5 その他

- (1) 契約締結後、直ちに九十九里地域水道企業団浄水課水質検査室と打合せを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めなき事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、発注者の指示に従うこと。

水質基準項目 内訳		
<p>[基準1：4項目]</p> <p>1 シアン化物イオン及び塩化シアン</p> <p>2 陰イオン界面活性剤</p> <p>3 非イオン界面活性剤</p> <p>4 フェノール類</p> <p>[基準2：6項目]</p> <p>1 シアン化物イオン及び塩化シアン</p> <p>2 陰イオン界面活性剤</p> <p>3 ジェオスミン</p> <p>4 2-メチルイソボルネオール</p> <p>5 非イオン界面活性剤</p> <p>6 フェノール類</p> <p>[基準3：9項目]</p> <p>1 シアン化物イオン及び塩化シアン</p> <p>2 クロロ酢酸</p> <p>3 ジクロロ酢酸</p> <p>4 トリクロロ酢酸</p> <p>5 臭素酸</p> <p>6 ホルムアルデヒド</p> <p>7 陰イオン界面活性剤</p> <p>8 非イオン界面活性剤</p> <p>9 フェノール類</p>	<p>[基準4：全51項目]</p> <p>1 一般細菌</p> <p>2 大腸菌</p> <p>3 カドミウム及びその化合物</p> <p>4 水銀及びその化合物</p> <p>5 セレン及びその化合物</p> <p>6 鉛及びその化合物</p> <p>7 ヒ素及びその化合物</p> <p>8 六価クロム化合物</p> <p>9 亜硝酸態窒素</p> <p>10 シアン化物イオン及び塩化シアン</p> <p>11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</p> <p>12 フッ素及びその化合物</p> <p>13 ホウ素及びその化合物</p> <p>14 四塩化炭素</p> <p>15 1, 4-ジオキサン</p> <p>16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン</p> <p>17 ジクロロメタン</p> <p>18 テトラクロロエチレン</p> <p>19 トリクロロエチレン</p> <p>20 ベンゼン</p> <p>21 塩素酸</p> <p>22 クロロ酢酸</p> <p>23 クロロホルム</p> <p>24 ジクロロ酢酸</p> <p>25 ジブromokクロロメタン</p>	<p>26 臭素酸</p> <p>27 総トリハロメタン</p> <p>28 トリクロロ酢酸</p> <p>29 ブロモジクロロメタン</p> <p>30 ブロモホルム</p> <p>31 ホルムアルデヒド</p> <p>32 亜鉛及びその化合物</p> <p>33 アルミニウム及びその化合物</p> <p>34 鉄及びその化合物</p> <p>35 銅及びその化合物</p> <p>36 ナトリウム及びその化合物</p> <p>37 マンガン及びその化合物</p> <p>38 塩化物イオン</p> <p>39 カルシウム・マグネシウム等 (硬度)</p> <p>40 蒸発残留物</p> <p>41 陰イオン界面活性剤</p> <p>42 ジェオスミン</p> <p>43 2-メチルイソボルネオール</p> <p>44 非イオン界面活性剤</p> <p>45 フェノール類</p> <p>46 有機物 (全有機炭素 (TOC)の量)</p> <p>47 pH値</p> <p>48 味</p> <p>49 臭気</p> <p>50 色度</p> <p>51 濁度</p>
水質管理目標設定項目 内訳	クリプトスポリジウム等 内訳	千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づく有害物質 内訳
<p>[管理目標1：1項目]</p> <p>1 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)</p> <p>[管理目標2：3項目]</p> <p>1 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)</p> <p>2 腐食性 (ランゲリア指数)</p> <p>3 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</p> <p>[管理目標3：6項目]</p> <p>1 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)</p> <p>2 ジクロロアセトニトリル</p> <p>3 抱水クロラール</p> <p>4 遊離炭酸</p> <p>5 腐食性 (ランゲリア指数)</p> <p>6 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</p> <p>[管理目標4：6項目]</p> <p>1 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)</p> <p>2 ジクロロアセトニトリル</p> <p>3 抱水クロラール</p> <p>4 遊離炭酸</p> <p>5 臭気強度 (TON)</p> <p>6 腐食性 (ランゲリア指数)</p>	<p>[クリプトスポリジウム等：2項目]</p> <p>1 クリプトスポリジウム</p> <p>2 ジアルジア</p> <p>ダイオキシン類 内訳</p> <p>1 ダイオキシン類 (採水を含む)</p>	<p>[有害物質：28項目]</p> <p>1 カドミウム及びその化合物</p> <p>2 シアン化合物</p> <p>3 有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メルピト及びEPNに限る。)</p> <p>4 鉛及びその化合物</p> <p>5 六価クロム化合物</p> <p>6 砒素及びその化合物</p> <p>7 水銀及びアルキル水銀その他の化合物</p> <p>8 ポリ塩化ビフェニル</p> <p>9 トリクロロエチレン</p> <p>10 テトラクロロエチレン</p> <p>11 ジクロロメタン</p> <p>12 四塩化炭素</p> <p>13 1, 2-ジクロロエタン</p> <p>14 1, 1-ジクロロエチレン</p> <p>15 1, 2-ジクロロエチレン</p> <p>16 1, 1, 1-トリクロロエタン</p> <p>17 1, 1, 2-トリクロロエタン</p> <p>18 1, 3-ジクロロプロペン</p> <p>19 チウラム</p> <p>20 シマジン</p> <p>21 チオベンカルブ</p> <p>22 ベンゼン</p> <p>23 セレン及びその化合物</p> <p>24 ほう素及びその化合物</p> <p>25 ふっ素及びその化合物</p> <p>26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>27 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルマー)</p> <p>28 1, 4-ジオキサン</p>

令和2年度 委託検査項目別検体数 (年間)

水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	光	東金	長柄	光	東金	長柄	光	東金	長柄	光	東金	長柄	
シアン化物イオン及び塩化シアン	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	32
クロロ酢酸 ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	16
臭素酸	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	16
ホルムアルデヒド	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	16
陰イオン界面活性剤	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	32
ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール		1			1			1			1		4
非イオン界面活性剤	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	32
フェノール類	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	32
全51項目(配水場系)	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	32
水質管理目標設定項目	光	東金	長柄	光	東金	長柄	光	東金	長柄	光	東金	長柄	
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	32
ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	16
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2	2	3	2	2	3	2	2	3	2	2	3	28
農薬類(61項目) (栗山川栗島橋・光浄水)			2										2
農薬類(114項目) (栗山川栗島橋・光浄水)					2								2
遊離炭酸	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	16
腐食性(ランゲリア指数)	2	2	3	2	2	3	2	2	3	2	2	3	28
配水場系6項目 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール 遊離炭酸 臭気強度(TON) 腐食性(ランゲリア指数)	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	32
要検討項目													
ダイオキシン類 (栗山川栗島橋、各浄水場浄水)	4												4
その他の項目	光	東金	長柄	光	東金	長柄	光	東金	長柄	光	東金	長柄	
クリプトスポリジウム等(光原水、浄水・東金原水、浄水・長柄原水、浄水)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
地質汚染防止対策対象項目(28項目) (東金浄水場排水)	1												1

※その他詳細については、水質検査業務内訳参照

令和2年度 農薬類 委託検査項目一覧

番号	農薬名	第1回目	第2回目
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)		○
2	2, 2-DPA(ダラポン)		○
3	2, 4-D (2, 4-PA)		○
4	EPN	○	○
5	MCPA	○	○
6	アシュラム		○
7	アセフェート		○
8	アトラジン		○
9	アニコホス		○
10	アミトラズ	○	○
11	アラクロール		○
12	イソキサチオン	○	○
13	イソフェンホス	○	○
14	イソプロカルブ(MIPC)		○
15	イソプロチオラン(IPT)	○	○
16	イプロベンホス(IBP)	○	○
17	イミノクタジン		○
18	インダノファン	○	○
19	エスプロカルブ	○	○
20	エトフェンプロックス	○	○
21	エンドスルフアン(ベンゾエピン)		○
22	オキサジクロメホン	○	○
23	オキシシン銅(有機銅)		○
24	オリサストロビン	○	○
25	カズサホス	○	○
26	カフェンストロール	○	○
27	カルタップ	○	○
28	カルバリル(NAC)		○
29	カルボフラン	○	○
30	キノクラミン(ACN)	○	○
31	キャプタン		○
32	クミルロン	○	○
33	グリホサート		○
34	グルホシネート	○	○
35	クロメプロップ	○	○
36	クロルニトロフェン(CNP)		○
37	クロルピリホス		○
38	クロロタロニル(TPN)		○
39	シアナジン	○	○
40	シアノホス(CYAP)	○	○
41	ジウロン(DCMU)		○
42	ジクロベニル(DBN)		○
43	ジクロルボス(DDVP)	○	○
44	ジクワット		○
45	ジスルホトン(エチルチオメトン)		○
46	ジチオカルバメート系農薬	○	○
47	ジチオピル		○
48	シハロホップチル	○	○
49	シマジン(CAT)	○	○
50	ジメタメトリン		○
51	ジメトエート		○
52	シメトリン	○	○
53	ダイアジノン	○	○
54	ダイムロン		○
55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	○	○
56	チアジニル	○	○
57	チウラム		○

番号	農薬名	第1回目	第2回目
58	チオジカルブ		○
59	チオファネートメチル		○
60	チオベンカルブ		○
61	テフリルトリオン	○	○
62	テルブカルブ(MBPMC)		○
63	トリクロピル	○	○
64	トリクロルホン(DEP)		○
65	トリシクラゾール	○	○
66	トリフルラリン		○
67	ナプロパミド		○
68	パラコート	○	○
69	ピペロホス		○
70	ピラクロニル	○	○
71	ピラゾキシフェン	○	○
72	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○	○
73	ピリダフェンチオン		○
74	ピリブチカルブ		○
75	ピロキロン		○
76	フィプロニル	○	○
77	フェニトロチオン(MEP)	○	○
78	フェノブカルブ(BPMC)		○
79	フェリムゾン	○	○
80	フェンチオン(MPP)	○	○
81	フェントエート(PAP)		○
82	フェントラザミド	○	○
83	フサライド	○	○
84	ブタクロール	○	○
85	ブタミホス		○
86	ブプロフェジン		○
87	フルアジナム	○	○
88	プレチラクロール	○	○
89	プロシミドン	○	○
90	プロチオホス	○	○
91	プロピコナゾール		○
92	プロピザミド		○
93	プロベナゾール	○	○
94	ブromoブチド	○	○
95	ベノミル	○	○
96	ペンシクロン		○
97	ベンゾビシクロン	○	○
98	ベンゾフェナップ	○	○
99	ベンタゾン	○	○
100	ペンディメタリン		○
101	ベンフラカルブ		○
102	ベンフルラリン(ベスロジン)		○
103	ベンフレセート	○	○
104	ホスチアゼート	○	○
105	マラチオン(マラソン)		○
106	メコプロップ(MCPP)		○
107	メソミル		○
108	メタラキシル		○
109	メチダチオン(DMTP)		○
110	メトミノストロビン	○	○
111	メトリブジン	○	○
112	メフェナセツト	○	○
113	メプロニル	○	○
114	モリネート	○	○
		61	114

採水の手引き

1 試料の採水方法

試料の採水は、九十九里地域水道企業団浄水課水質検査室室員が行う。

(1) 給水栓

5分間以上流水後、採水を行う。

※鉛管は使用していないので、鉛の採水は滞留法で行わない。

(2) 給水栓以外

給水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製の採水器具（2L以上）により行う。

なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後のものを使用する。

2 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5 L/分で5分間流水直後に実施する。

残留塩素が検出されない場合は、引き続き5分間流出させ実施する。

3 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を使用する。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上（満水）	5L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	（指定なし）	120mL以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張の ねじロガラス瓶	40mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	（指定なし）	100mL以上（満水）	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上（満水）	速やかに、硝酸添加
7	陰イオン類・塩素酸用	（指定なし）	50mL以上（満水）	採水時、EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、アスコルビン酸添加
9	ハロ酢酸用	テフロン内張の ねじロガラス瓶	50mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用		500mL以上（満水）	
11	ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール用		50mL以上（満水）	
12	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL以上（満水）	採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
13	TOC、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上（満水）	
14	フタル酸ジ用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	
15	腐食性用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	
16	腐食性用（金属類の実施の場合は不要）	ポリエチレン瓶	1000mL以上（満水）	速やかに、硝酸添加
17	クリプトスポリジウム、ジアルジア用	（指定なし）	原水10L以上 浄水20L以上	

* 印の項は、原水の場合は不必要

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウム俗称

EDA：エチレンジアミンの略

採水場所

1 光浄水場系

(1) 浄水場施設

ア 光取水場

山武郡横芝光町宝米 1 7 5 1 番地

イ 光浄水場

山武郡横芝光町傍示戸 1 0 2 6 番地

(2) 配水場

ア 八日市場配水場

匝瑳市生尾 1 0 番地

イ 光配水場

山武郡横芝光町傍示戸 1 0 2 9 番地

ウ 松尾配水場

山武市松尾町蕪木 8 3 1 番地 1

2 東金浄水場系

(1) 房総導水路

ア 東金分木工

東金市松之郷 3 6 9 5 番地 3

(2) 浄水場施設

ア 東金浄水場

東金市松之郷 3 7 6 1 番地 1

(3) 配水場

ア 成東配水場

山武市和田 8 9 7 番地

イ 東金配水場

東金市大豆谷 7 8 7 番地 1

ウ 大網配水場

大網白里市小西 9 2 5 番地 2

3 長柄浄水場系

(1) 浄水場施設

ア 長柄取水場Ⅰ

市原市古都辺 5 9 1 番地 3

イ 長柄取水場Ⅱ

市原市古都辺 6 0 3 番地

ウ 長柄浄水場

長生郡長柄町山之郷 4 8 3 番地 2 7

(2) 配水場

ア 真名配水場

茂原市真名 1 7 2 0 番地

イ 大沢配水場

茂原市大沢 1 2 2 5 番地

4 栗山川流域採水地点

別紙略図参照 (5-1)

令和2年度 採水補助業務内訳（採水実施日・採水場所）

採水実施日	採水場所	派遣回数
令和2年		
4月 8日（水）	八日市場配水場、光配水場、松尾配水場	3回
15日（水）	光取水場、光浄水場、栗島橋	
22日（水）	栗山川流域	
5月 13日（水）	成東配水場、東金配水場、大網配水場	1回
6月 10日（水）	真名配水場、大沢配水場	3回
15日（月）	光浄水場、栗島橋	
24日（水）	長柄取水場Ⅱ、長柄浄水場	
7月 8日（水）	八日市場配水場、光配水場、松尾配水場	3回
15日（水）	光取水場、光浄水場	
29日（水）	栗山川流域	
8月 5日（水）	成東配水場、東金配水場、大網配水場	2回
不定日	光浄水場、栗島橋（空散実施後に実施日を決定する）	
9月 9日（水）	真名配水場、大沢配水場	2回
23日（水）	長柄取水場Ⅱ、長柄浄水場	
10月 7日（水）	八日市場配水場、光配水場、松尾配水場	3回
14日（水）	栗山川流域	
21日（水）	栗島橋、光取水場、光浄水場	

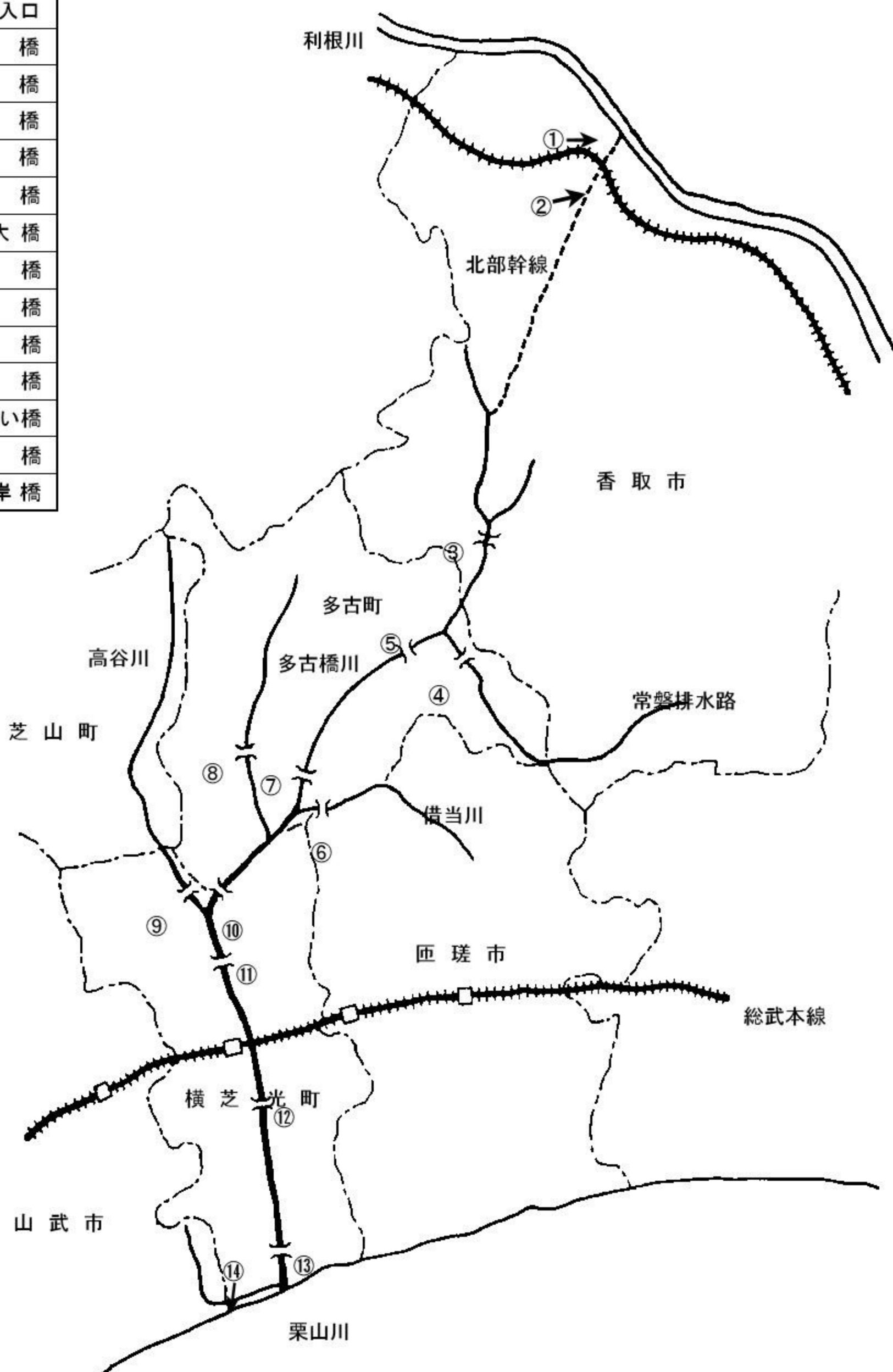
1 1 月	4 日 (水)	成東配水場、東金配水場、大網配水場	派遣回数	1 回
1 2 月	2 日 (水)	真名配水場、大沢配水場		
	9 日 (水)	長柄取水場Ⅱ、長柄浄水場		
	1 6 日 (水)	栗山川流域	派遣回数	3 回
令和3年				
1 月	6 日 (水)	八日市場配水場、光配水場、松尾配水場		
	2 0 日 (水)	光取水場、光浄水場、栗島橋	派遣回数	2 回
2 月	3 日 (水)	成東配水場、東金配水場、大網配水場		
	1 7 日 (水)	栗山川流域	派遣回数	2 回
3 月	3 日 (水)	真名配水場、大沢配水場		
	1 0 日 (水)	長柄取水場Ⅱ、長柄浄水場	派遣回数	2 回

令和2年度 総派遣回数 27回

別紙6-1 栗山川流域

流域概要図

No.	採水地点
①	導水路入口
②	水源橋
③	新川橋
④	大橋
⑤	新橋
⑥	曲目橋
⑦	多古大橋
⑧	多古橋
⑨	与平橋
⑩	新井橋
⑪	栗島橋
⑫	ふれあい橋
⑬	木戸橋
⑭	南川岸橋



水質検査業務内訳（令和2年4月）

1 検査日

- (1) 令和2年4月8日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和2年4月15日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：八日市場配水場、光配水場、松尾配水場（各1検体・計3検体）

項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）

内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：栗島橋（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標1（1項目）

内訳

〔基準1〕

① シアン化物イオン及び塩化シアン

② 陰イオン界面活性剤

③ 非イオン界面活性剤

④ フェノール類

〔管理目標1〕

① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）

イ 場所：光浄水場原水（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準1〕

① シアン化物イオン及び塩化シアン

② 陰イオン界面活性剤

③ 非イオン界面活性剤

④ フェノール類

〔管理目標2〕

① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）

② 腐食性（ランゲリア指数）

③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：光浄水場送水（1検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

① シアン化物イオン及び塩化シアン

② クロロ酢酸

③ ジクロロ酢酸

④ トリクロロ酢酸

⑤ 臭素酸

⑥ ホルムアルデヒド

⑦ 陰イオン界面活性剤

⑧ 非イオン界面活性剤

⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）

② ジクロロアセトニトリル

③ 抱水クロラール

④ 遊離炭酸

⑤ 腐食性（ランゲリア指数）

⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

エ 場所：光取水場（取水口）、光浄水場送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

水質検査業務内訳（令和2年5月）

1 検査日

- (1) 令和2年5月13日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和2年5月27日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：成東配水場、東金配水場、大網配水場（各1検体・計3検体）

項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）

内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：東金浄水場原水（1検体）

項目：基準2（6項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準2〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ ジェオスミン
- ④ 2-メチルイソボルネオール
- ⑤ 非イオン界面活性剤
- ⑥ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

イ 場所：東金浄水場送水（1検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：東金分水工、東金浄水場送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

水質検査業務内訳（令和2年6月）

1 検査日

- (1) 令和2年6月10日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和2年6月15日（月）（農薬類〔1回目〕）
- (3) 令和2年6月24日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）
- (4) 不定日（ダイオキシン類）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：真名配水場、大沢配水場（各1検体・計2検体）
項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）
内訳：別紙1参照

(2) 農薬類 61項目（1回目）

場所：栗島橋、光浄水場送水（各1検体・計2検体）
項目：農薬類
内訳：選択61項目（別紙3参照）

(3) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：長柄浄水場原水（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準1〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ 非イオン界面活性剤
- ④ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

イ 場所：長柄浄水場送水・Ⅱ送水（2検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：長柄取水場、長柄浄水場Ⅱ送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

(4) ダイオキシン類

場所：栗島橋、光浄水場送水、東金浄水場送水、長柄浄水場Ⅱ送水（各1検体・計4検体）
項目：ダイオキシン類
内訳：ダイオキシン類（別紙1参照）

水質検査業務内訳（令和2年7月）

1 検査日

- (1) 令和2年7月8日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和2年7月15日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：八日市場配水場、光配水場、松尾配水場（各1検体・計3検体）

項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）

内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：栗島橋（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標1（1項目）

内訳

〔基準1〕

① シアン化物イオン及び塩化シアン

② 陰イオン界面活性剤

③ 非イオン界面活性剤

④ フェノール類

〔管理目標1〕

① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）

イ 場所：光浄水場原水（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準1〕

① シアン化物イオン及び塩化シアン

② 陰イオン界面活性剤

③ 非イオン界面活性剤

④ フェノール類

〔管理目標2〕

① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）

② 腐食性（ランゲリア指数）

③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：光浄水場送水（1検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

① シアン化物イオン及び塩化シアン

② クロロ酢酸

③ ジクロロ酢酸

④ トリクロロ酢酸

⑤ 臭素酸

⑥ ホルムアルデヒド

⑦ 陰イオン界面活性剤

⑧ 非イオン界面活性剤

⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）

② ジクロロアセトニトリル

③ 抱水クロラール

④ 遊離炭酸

⑤ 腐食性（ランゲリア指数）

⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

エ 場所：光取水場（取水口）、光浄水場送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

水質検査業務内訳（令和2年8月）

1 検査日

- (1) 令和2年8月5日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和2年8月19日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）
- (3) 不定日（農薬類〔2回目〕）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：成東配水場、東金配水場、大網配水場（各1検体・計3検体）
項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）
内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：東金浄水場原水（1検体）

項目：基準2（6項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準2〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ ジェオスミン
- ④ 2-メチルイソボルネオール
- ⑤ 非イオン界面活性剤
- ⑥ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

イ 場所：東金浄水場送水（1検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：東金分水工、東金浄水場送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

(3) 農薬類 114項目（2回目）

場所：栗島橋、光浄水場送水（各1検体・計2検体）

項目：農薬類

内訳：全114項目（別紙3参照）

水質検査業務内訳（令和2年9月）

1 検査日

- (1) 令和2年9月9日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和2年9月23日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：真名配水場、大沢配水場（各1検体・計2検体）
項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）
内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：長柄浄水場原水（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準1〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ 非イオン界面活性剤
- ④ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

イ 場所：長柄浄水場送水・Ⅱ送水（2検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：長柄取水場、長柄浄水場Ⅱ送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

水質検査業務内訳（令和2年10月）

1 検査日

- (1) 令和2年10月7日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和2年10月21日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：八日市場配水場、光配水場、松尾配水場（各1検体・計3検体）

項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）

内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：栗島橋（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標1（1項目）

内訳

〔基準1〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ 非イオン界面活性剤
- ④ フェノール類

〔管理目標1〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）

イ 場所：光浄水場原水（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準1〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ 非イオン界面活性剤
- ④ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：光浄水場送水（1検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

エ 場所：光取水場（取水口）、光浄水場送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

水質検査業務内訳（令和2年11月）

1 検査日

- (1) 令和2年11月4日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和2年11月25日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：成東配水場、東金配水場、大網配水場（各1検体・計3検体）

項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）

内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：東金浄水場原水（1検体）

項目：基準2（6項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準2〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ ジェオスミン
- ④ 2-メチルイソボルネオール
- ⑤ 非イオン界面活性剤
- ⑥ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

イ 場所：東金浄水場送水（1検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：東金分水工、東金浄水場送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

水質検査業務内訳（令和2年12月）

1 検査日

- (1) 令和2年12月2日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和2年12月9日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：真名配水場、大沢配水場（各1検体・計2検体）

項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）

内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：長柄浄水場原水（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準1〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ 非イオン界面活性剤
- ④ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

イ 場所：長柄浄水場送水・Ⅱ送水（2検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：長柄取水場、長柄浄水場Ⅱ送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

水質検査業務内訳（令和3年1月）

1 検査日

- (1) 令和3年1月6日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和3年1月20日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）
- (3) 不定日（千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づく有害物質）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：八日市場配水場、光配水場、松尾配水場（各1検体・計3検体）
項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）
内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：栗島橋（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標1（1項目）

内訳

〔基準1〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ 非イオン界面活性剤
- ④ フェノール類

〔管理目標1〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）

イ 場所：光浄水場原水（1検体）

項目：基準1（4項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準1〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ 非イオン界面活性剤
- ④ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：光浄水場送水（1検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

エ 場所：光取水場（取水口）、光浄水場送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

(3) 千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づく有害物質

場所：東金浄水場（1検体）

項目：千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づく有害物質（28項目）

内訳：別紙1参照

水質検査業務内訳（令和3年2月）

1 検査日

- (1) 令和3年2月3日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和3年2月24日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：成東配水場、東金配水場、大網配水場（各1検体・計3検体）

項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）

内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：東金浄水場原水（1検体）

項目：基準2（6項目）・管理目標2（3項目）

内訳

〔基準2〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ ジェオスミン
- ④ 2-メチルイソボルネオール
- ⑤ 非イオン界面活性剤
- ⑥ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

イ 場所：東金浄水場送水（1検体）

項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）

内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：東金分水工、東金浄水場送水（各1検体・計2検体）

項目：クリプトスポリジウム等

内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア

水質検査業務内訳（令和3年3月）

1 検査日

- (1) 令和3年3月3日（水）（配水場系の基準項目・管理目標項目）
- (2) 令和3年3月10日（水）（原水・送水系の基準項目・管理目標項目・クリプトスポリジウム等）

2 検査場所及び項目等

(1) 配水場系の基準項目・管理目標項目

場所：真名配水場、大沢配水場（各1検体・計2検体）
項目：基準4（全51項目）・管理目標4（6項目）
内訳：別紙1参照

(2) 原水・送水系の基準・管理目標項目・クリプトスポリジウム等

ア 場所：長柄浄水場原水（1検体）
項目：基準1（4項目）・管理目標2（3項目）
内訳

〔基準1〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② 陰イオン界面活性剤
- ③ 非イオン界面活性剤
- ④ フェノール類

〔管理目標2〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② 腐食性（ランゲリア指数）
- ③ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

イ 場所：長柄浄水場送水・Ⅱ送水（2検体）
項目：基準3（9項目）・管理目標3（6項目）
内訳

〔基準3〕

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ ジクロロ酢酸
- ④ トリクロロ酢酸
- ⑤ 臭素酸
- ⑥ ホルムアルデヒド
- ⑦ 陰イオン界面活性剤
- ⑧ 非イオン界面活性剤
- ⑨ フェノール類

〔管理目標3〕

- ① フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
- ② ジクロロアセトニトリル
- ③ 抱水クロラール
- ④ 遊離炭酸
- ⑤ 腐食性（ランゲリア指数）
- ⑥ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ウ 場所：長柄取水場、長柄浄水場Ⅱ送水（各1検体・計2検体）
項目：クリプトスポリジウム等
内訳：クリプトスポリジウム、ジアルジア